

静岡県告示第277号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、次のとおり国土調査として令和2年3月25日指定した。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
静岡市	静岡市駿河区下川原三丁目、五丁目の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
浜松市	浜松市西区篠原町、北区三ヶ日町津々崎、天竜区二俣町二俣の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
富士宮市	富士宮市大字大岩、小泉の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
島田市	島田市阿知ヶ谷、川根町家山の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
富士市	富士市大字柳島、十兵衛、下横割、上横割、川成島、松岡、森島の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
磐田市	磐田市大字池田、立野、福田の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
焼津市	焼津市田尻北、一色、田尻、下小田、駅北、中、中港、石津の各一部 焼津市石津港町	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
掛川市	掛川市大字板沢の一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
藤枝市	藤枝市大字益津、稲川、築地、築地一丁目、築地上、高柳、兵太夫、与左衛門の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
袋井市	袋井市大字愛野、鷺巣、村松、岡崎の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
下田市	下田市一丁目、二丁目の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
裾野市	裾野市佐野、久根、深良の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
伊豆市	伊豆市大字雲金、松ヶ瀬、小土肥、城、熊坂、冷川、八木沢の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
伊豆の国市	伊豆の国市大字古奈、長岡、壺之上、長瀬の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

西伊豆町	西伊豆町中、仁科の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
清水町	清水町柿田、長沢、新宿、伏見、徳倉の各一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
森町	森町大字三倉の一部	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで